

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 2 環境教育・環境学習の推進

- 2 環境教育・環境学習の推進

(目標) 国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。

(下位目標)

1. 環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。
また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本的知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。
更に環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。
2. 国・地方自治体・事業者がその職員等に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。
3. 都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について情報を提供する。
また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する(平成16年度から運用開始)。
4. 環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、子どもエコクラブなどの各種の学習の機会を提供等の施策を進める。
5. 地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。
6. 国際的な視点からも環境教育に取り組む必要があるため、日中韓3か国環境教育ネットワーク(TEEN)等において環境教育に関する情報交換・交流等を図る。

(事務事業)

- ア. 人材の育成
- イ. プログラムの整備
- ウ. 情報の提供
- エ. 場や機会の拡大
- オ. 各主体の取組の支援、連携の強化
- カ. 国際交流・協力